

通級による指導開始までの流れ

保護者から在籍校へ相談
(担任や特別支援教育コーディネーターへ)



教育委員会担当者及び通級指導教室担当者による様子観察



審 議

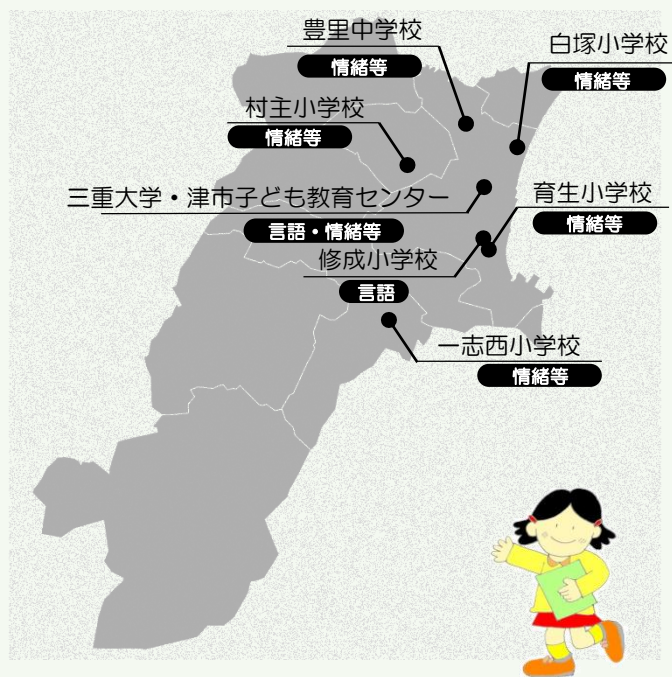


通級による指導 開 始



- ・ 通級による指導に関わって、特別に費用はかかりません（無料です）。
- ・ お子さんへの指導とは別に、保護者の方からの相談もお受けします。（まずは、お子さんの担任にご相談ください）。
- ・ 保護者の送迎が原則ですが、諸事情によって、お子さんの送迎が難しい場合は、教育委員会の担当者にご相談ください。
- ・ 個別指導の他にグループでの指導を行うこともあります。
- ・ 特別支援学級に在籍している方は、通級による指導を受けることはできませんが、教育相談を受けていただくことは可能です。
- ・ 通級指導教室について質問等がありましたら、担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

津市内にある通級指導教室



<お問い合わせ先>

○ 津市教育委員会 教育研究支援課
Tel 229-3243

<通級指導教室設置校>

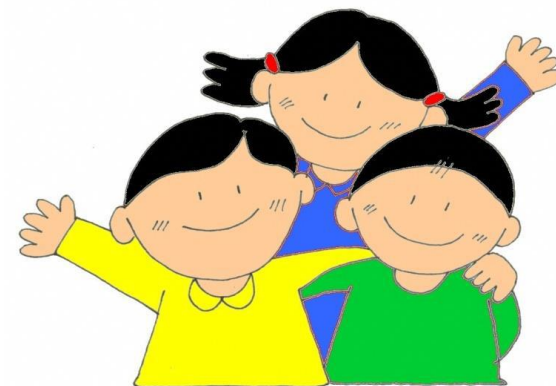
【言語】

- 修成小学校（修成町9-1）
- 三重大学・津市子ども教育センター（観音寺町359）

【情緒等】

- 白塚小学校（白塚町4463）
- 育生小学校（下弁財町津興1350）
- 村主小学校（安濃町連部68）
- 一志西小学校（一志町田尻353-1）
- 豊里中学校（大里睦合町820-1）
- 三重大学・津市子ども教育センター（観音寺町359）

津市通級指導教室



通級による指導とは、小中学校等の通常の学級に在籍している子どもたちが、個々の実態や状況に応じた特別な指導を特別な場で行う教育形態で、その指導を受ける場所が通級指導教室です。

津市教育委員会

このような困り感をもった子どもたちが学びます

【言語面】

- ・発音がはっきりしない
- ・言葉につまることがある
- ・知っている言葉が少ない

【学習面】

- ・形の似た字を間違えやすい
- ・枠を大きくはみ出した文字を書く
- ・文字や行をとばして読むことが多い
- ・聞き違いや聞きもらしが多い
- ・思いつくままに発言してしまい、筋道を立てて話すことが難しい

【行動面】

- ・いつも体が動いていて、何かをしているもすぐ他のことに気をとられる
- ・身の回りの片付けが苦手
- ・順番を待つなど、集団での行動がうまくいかない
- ・友だちとコミュニケーションをとることが苦手
- ・友だちの気持ちをくみとることが苦手

次のような内容の学習をおこないます

- ・さまざまな教具や教材を活用して、興味や関心を広げます
- ・話す機会を多く設定し、コミュニケーションのスキルを身につけます
- ・運動や工作などを取り入れて、手先や体を使った学習をします
- ・遊びやゲームなどを通して、人とのかわり方を学習します

その他、自立活動の各項目に応じた学習等を行います



通級による指導

平成5年度から「通級による指導」が制度化され、平成18年度から新たにLD/ADHDのある児童生徒についても通級による指導の対象としています。小・中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍する児童生徒が指導を受けることができます。

津市内には、言語の通級指導教室が修成小学校に4教室、三重大学・津市子ども教育センターに2教室、情緒等の通級指導教室が白塚小学校、育生小学校、一志西小学校（移動通級含む）、村主小学校、豊里中学校、三重大学・津市子ども教育センターに1教室ずつ設置されています。言語の通級指導教室と情緒等の通級指導教室の両方に通うことはできません。

☆通級による学習指導です

普段は、在籍している学校（学級）で学習し、決められた日の決められた時間に通級していただきます。原則午前8時45分から午後5時15分までの時間の中で、必要な時間を設定して学習を行います（学習時間は小学校45分・中学校50分を1単位とします）。通級のために必要とする時間は、欠席・早退・遅刻になりません。

☆個別学習が中心です

その子に応じた個別の学習や支援を中心にを行います。保護者の付き添いが原則です。

☆担任の先生との連携を大切にしています

個別の指導計画をもとに、在籍校（学級）の先生との連携を大切にしながら学習を進めていきます。通級指導教室での学習内容や支援方法、在籍校で行える配慮などについて担任の先生にお伝えし、連携をしながら進めていきます。



通級による指導に関する



Q. 年度途中からでも通うことができますか？

A. 年度途中からでも通うことができます。随時、教育相談を受け付けています。終了する場合も、年度途中であっても指導目標を達成すれば終了します。

Q. 授業を抜けると早退・欠席になりませんか？

A. 遅刻・早退・欠席扱いにはなりません。在籍校での授業を各通級指導教室で代わりに受ける形になります。

Q. どれくらいの期間通うのですか？

A. お子さんの実態に応じて、教育相談時に担当者より見込みの期間をあらかじめお伝えします。

Q. 何か家でできることはありますか？

A. 通級による指導期間中に、家で取り組みをしていただくこともあります。

Q. 車がないのですが、通えますか？

A. 各校への公共交通機関等で通うことも可能です。車・公共交通機関ともに交通費が支給されます（就学奨励費：学校教育法施行規則第140条）。

なお、他校への通級途中での事故については、災害共済給付の対象となります。

学校の先生へ

- ・特別支援学級在籍の児童生徒が教育相談を受けることも可能です。
- ・こちらからお伺いし、在籍学級での支援方法や手立て等について、相談することも可能です。

